

○競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程

昭和47年6月16日告示第19の2号

改正

昭和60年1月14日告示第3号  
平成6年1月20日告示第3号  
平成7年12月15日告示第85—1号  
平成8年4月22日告示第37号  
平成9年12月22日告示第107号  
平成12年1月7日告示第5号  
平成12年4月1日告示第91号  
平成13年12月26日告示第152号  
平成24年12月11日告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき町が発注する工事又は製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約の競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格審査の申込みの時期及び方法等について次のように定める。

競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程

（競争入札に参加することができない者）

**第1条** 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合のほか、競争入札に参加することができない。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの
- (3) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

（競争入札参加者の資格）

**第2条** 工事契約についての競争入札に参加することができる者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく建設業者の経営に関する事項の審査結果等を基準に、審査を行つた資格を要件として、工事の予定価格に応じ、次のとおり区分し、格付けされる資格を有する者とする。なお、その他の工事にあつては、建設業者の経営に関する事項の審査結果をもつて格付等級に代えるものとする。

- (1) 建築及び土木工事  
A、B、C、D及びEの5等級
- (2) 舗装、管及び電気工事  
A、B及びCの3等級

（製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約についての競争入札参加者の資格）

**第3条** 製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約についての競争入札に参加できる者は、次に掲げる審査事項を基準とし、製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約の予定金額に応じて、それぞれ区分した者とする。

- (1) 製造又は販売等の実績
- (2) 従業員の数
- (3) 資本の額
- (4) 設備等の状況
- (5) 直前決算における貸借対照表
- (6) 損益計算書（個人の場合で、貸借対照表が作成できないとき）

（入札参加資格審査申請書の提出方法）

**第4条** 工事又は製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、別に定める方法（以下「作成要領」という。）により入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

（入札参加資格審査申請書の提出時期及び提出先）

**第5条** 工事又は製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、次により提出することとする。

- (1) 提出時期は、隔年次による。

| 有効期間                           | 提出期限   |
|--------------------------------|--|
| 基準年の7月1日から翌々年の6月30日まで          | 基準年の2月20日から3月19日まで（ただし、開始日及び終了期日が土日祝日等閉庁日を含む場合は、作成要領により定める。） |
| 追加分は基準年の翌年の7月1日から次の基準年の6月30日まで | 基準年の翌年とし、上記期限に同じ   |
| その他                            | 町長が特に必要と認めるとき  |

- (2) 新たな資格の決定が行われるまでは、引き続きその効力を有するものとする。

- (3) 提出先は町長に提出すること。

（入札参加資格審査申請書記載事項の変更届）

**第6条** 入札参加資格審査申請書を提出した者は、次の各号に掲げる事項について変更があつたときは、ただちに、その旨を届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地並びに電話番号
- (3) 建設業者の許可番号及び許可年月日
- (4) 法人にあつては、その代表者及び受任者の氏名
- (5) 個人にあつては、その者の氏名及び受任者の氏名

（資格の承継に伴う申請）

**第7条** 入札の参加資格を有する者で、その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人及び被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者にあつては、入札参加資格承継申請書に当該事由を証する書面を添えて申請しなければならない。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (3) 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人
- (4) その他町長が承継したと認める者

**附 則** (昭和60年1月14日告示第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成6年1月20日告示第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成7年12月15日告示第85—1号)

この規程は、公布の日から施行し、平成7年9月1日から適用する。

**附 則** (平成8年4月22日告示第37号)

この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

**附 則** (平成9年12月22日告示第107号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成12年1月7日告示第5号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年4月1日告示第91号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成13年12月26日告示第152号)

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年12月11日告示第125号)

この規程は、公布の日から施行する。